

# 『町職員葬儀派遣事業』のお知らせ

～ 葬儀の手伝いの人手が不足している町内会に、職員を派遣します ～

町内会の班の皆さんが手伝う葬儀では、人手が不足していることもあるため、葬儀の運営が困難な町内会があった場合、職員を派遣して地域活動の円滑な推進・地域の活動維持に努めます。

## ○派遣対象事業

◆町内会の班で行っている葬儀を対象とします。(葬儀とは「通夜」及び「告別式」のことで、香典帳作成の業務を手伝います。)

## ○派遣職員数

◆葬儀に派遣する職員は原則2名以内とします。

## ○派遣の要請方法

◆職員の派遣を受けようとする町内会は、役場総務課総務グループまで「職員派遣要請書」を提出するか電話等でお申し込みください。

## ○派遣の決定

◆派遣の申し込みがあった町内会の実状により、派遣の可否を決定します。

## ○その他

- ◆職員の派遣費用は無償です。
- ◆詳しくはお問い合わせください。

◆お問い合わせ…総務課総務グループ 電話 3 3 - 2 1 1 1 (内線31) ◆